

## 熊本県社会福祉士会災害対応ガイドライン

### (目的)

第1条 このガイドラインは、公益社団法人日本社会福祉士会（以下、日本社会福祉士会という。）の倫理綱領に従い、災害による社会の緊急事態に対して専門職のサービスを提供する際の熊本県社会福祉士会における（以下、「本会」という。）必要な災害対策の基本を定めることにより、社会の安全に寄与することを目的とする。

### (災害の定義)

第2条 本ガイドラインにおける「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他人為的要因及び科学的要因による事象であって、大規模な破壊、死傷者をもたらし、広範囲にわたって地域社会の崩壊と人々に心理的外傷を引き起こす出来事をいう。

### (災害対応の範囲)

第3条 本ガイドラインが対象とする災害対応の範囲は、災害発生に備えた体制整備、災害発生時の初期対応、応急支援活動、復興支援活動を基本とし、時間経過と共に変化していく災害の局面に応じた本会の対応の骨子を定めることとする。

### (災害発生に備えた体制整備)

第4条 本会は、災害が発生した場合に速やかに初期対応ができるよう予め以下の体制整備を行うものとする。

- 1 熊本県内に災害が発生した場合の対応に関する事項
  - (1) 地域診断としての準備調査内容および実施に関する事項
  - (2) 本会会員の安全と会務の継続のための災害発生時初動対応に関する事項
  - (3) 本会災害対策本部の設置に関する意思決定方法及びその伝達方法に関する事項
  - (4) 本会災害対策本部の設置及びその運営方法に関する事項
  - (5) 本会災害対策本部の組織及び事務分掌に関する事項
  - (6) 日本社会福祉士会への人的、経済的および物的支援要請に関する事項
  - (7) 日本社会福祉士会との通信連絡、情報の収集並びに情報の提供の方法とその範囲に関する事項
  - (8) 熊本県もしくは、市町村自治体の災害対策担当部局との事前協定に関する事項
  - (9) 災害時の通信連絡手段に関する事項
  - (10) 災害対応に必要な物品の調達及びその活用方法に関する事項
  - (11) 災害が発生した場合の本会及び日本社会福祉士会の対応方針に関する会員への広報周知
  - (12) その他必要な措置及び活動体制に関する事項
- 2 他県に災害が発生した場合の対応に関する事項
  - (1) 日本社会福祉士会からの人的支援要請への対応に関する事項
  - (2) 日本社会福祉士会からの経済的もしくは物的支援要請への対応に関する事項
  - (3) 本会会員への情報の伝達周知等に関する事項
  - (4) 他県に災害が発生した場合の本会及び日本社会福祉士会の対応方針に関する会員への広報周知

### 3 災害支援マニュアルの作成に関する事項

- (1) 災害支援マニュアルを作成、改編に関する事項
- (2) 災害支援マニュアルの会員への周知に関する事項

(災害時の初期対応)

第5条 熊本県内に災害が発生した場合は、直ちに定められた方法により以下の措置を講ずるものとする。

- (8) 会員各自および家族の安否確認
- (9) 事務局の被害状況の確認と役員との連絡体制の確保
- (10) 本会災害対策本部の設置判断と対応体制の確立
- (11) 本会災害対策本部の設置を本会会員並びに関係機関に通知
- (12) 災害状況等の情報収集と対応策の立案
- (13) 事前協定等にもとづく熊本県もしくは被災地市町村行政等との協議と対応体制の確立
- (14) 他県からの人的支援と日本社会福祉士会への支援要請の必要判断
- (15) 他県からの人的支援の受入れ体制の確立
- (16) 本会災害対策本部における災害対応に要する費用の見積もりと支弁方法の協議
- (17) その他必要な措置

(災害時の応急支援活動)

#### 第6条

1 熊本県内に災害が発生した場合は、応急支援活動の体制が整った時点で、直ちに以下の措置を講ずるものとする。

- (7) 本会災害対応策に基づく支援活動の開始
- (8) 本会災害対応策を本会会員並びに関係機関等に通知
- (9) 本会災害支援活動の実施状況の把握と活動内容の分析
- (10) 本会災害支援活動の分析に基づく対応策の随時見直し
- (11) 本会災害対策本部等における災害対応に関する広報活動
- (12) その他必要な措置

2 他県に災害が発生し日本社会福祉士会から応援要請が発せられた場合は速やかに以下の措置を講じるものとする。

- (1) 日本社会福祉士会からの人的支援要請に基づく支援体制の確立
- (2) 日本社会福祉士会からの人的支援要請に基づく本会会員への通知
- (3) 日本社会福祉士会からの経済的もしくは物的支援要請への対応
- (4) 日本社会福祉士会および被災支部災害対策本部における災害対応に関する広報活動
- (5) その他必要な措置

(災害時の復興支援活動)

第7条 国内に災害が発生した場合の復興支援活動は、災害により崩壊又は脆弱化した被災者の生活基盤、被災地域の社会基盤を可能な限り災害前の状態に回復させることを目的として、以下に留意することとする。

- (1) 関係機関との連携による被災者及び被災地域のニーズ把握
- (2) (1)に基づき、被災地行政等への復興支援策の提言

- (3) 本会災害対策本部等の災害対応の自己評価
- (4) その他、必要な措置

(災害支援員の養成と登録)

第8条 十分な災害支援活動が行えるよう、平時より災害支援員の養成を行い、会員の災害支援活動への関心、知識、技術を高めることとする。

- (1) 災害支援員の要請と登録については災害時支援委員会が中心となり、事務局と連携して行う。
- (2) 災害支援員の名簿は適宜更新し、災害に備えるものとする。

(改廃について)

第9条 条項の改廃

このガイドラインの改廃を行う際は、理事会の承認を得なければならない。

附則 このガイドラインは、2018年 6月 1日より施行する。